

水戸市公害防止条例に規定する騒音の届出施設

区分	施設名	規模・能力	
騒音	1	せん断機	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 3.75 キロワット未満のものに限る。
	2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のものに限る。
	3	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満のものに限る。
	4	アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200 キログラム未満のものに限る。
	5	帯のこ盤及び丸のこ盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 15 キロワット未満のものに限る。 木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。
	6	かんな盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。
	7	機械プレス	呼び加圧能力が 98 キロニュートン以上 294 キロニュートン未満のものに限る。
	8	板金施設	原動機の定格出力が 0.375 キロワット以上のサンダー及びグラインダーに限る。
	9	かわら, ブロック成形機	原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。